

○自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第四百号) (第五条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(報告書の提出)</p> <p>第三条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。)、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者は、その使用する自動車(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。))にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)については、前条各号の事故があつた場合には、三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書(別記様式による。以下「報告書」という。)三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。)を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(速報)</p> <p>第四条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに前条の自家用自動車の使用者は、その使用する自動車(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。))にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)につき、第二条第一号に該当する事故であり、かつ、同条第二号に該当する事故若しくは同条第三号に該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、第三条第一項の規定によるほか、電話、電報その他適当な方法により、二十四時間以内に、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(報告書の提出)</p> <p>第三条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者(貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。))及び特定第二種貨物利用運送事業者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者は、その使用する自動車(自家用自動車(自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。))にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。)については、前条各号の事故があつた場合には、三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書(別記様式による。以下「報告書」という。)三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長(以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。)を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(速報)</p> <p>第四条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者及び特定第二種貨物利用運送事業者並びに前条の自家用自動車の使用者は、その使用する自動車(自家用自動車にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。))につき、第二条第一号に該当する事故であり、かつ、同条第二号に該当する事故若しくは同条第三号に該当する事故があつたとき又は国土交通大臣の指示があつたときは、第三条第一項の規定によるほか、電話、電報その他適当な方法により、二十四時間以内に、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>